

西東京市の青少年像

20万市民が若者・子どもを育てるまちへの変革

- ・ 自己の可能性を信じ、自己決定に責任をもつ青少年
- ・ 人権を尊重し、人とのかかわりを大切にする青少年
- ・ 自己の目標をもち、その達成に向けて努力する青少年
- ・ 自然に目を向け郷土を慈しむ青少年

提 言

平成 19 年 10 月

西東京市青少年問題協議会

はじめに

青少年が安心して住み続けることのできる市を目指して新たな西東京市が誕生した。以来、豊かな人権感覚と社会性を身につけ、時代の進展に柔軟に対応できる人間として子どもたちが健全に成長していくことは、全ての市民の願いである。

平成 13 年、西東京市青少年問題協議会が設置されて以来、形骸化された会議ではなく、真摯に協議を重ねてきている。過去において、答申・提言を行い、西東京市における青少年問題のあるべき方向性を示してきた。

また、今期の第一回青少年問題協議会開催の際、委員から「今までの答申や提言がどのように反映されているのか」という疑問の声があり、会長からの提案もあったことから、西東京市子育て支援計画策定委員会の「西東京市子育て支援計画」の中での青少年に関わる部分での進捗状況を調査し、平成 18 年 11 月に「子育て支援計画の進捗状況と今後の課題」を中間報告として提出したところである。

一方、今日における青少年による問題行動は、大人の社会を投影していると言われるように、青少年を取り巻く社会情勢の変化への対応が緊急の課題となっているが、人口 20 万都市となりつつある西東京市が、次代を担う青少年の問題に対してどのような青少年像を描き、望み、育んでいこうとしているのかが見えにくい。

そこで、学校、家庭、地域は、生きる力を育てるための基礎学力と共に、「将来の青少年のあるべき姿 - 青少年のビジョン - 」をしっかりと捉え、行政と市民が一体となって行動を起こすべきと考えた。市は、この提言を十分に尊重し、積極的かつ効果的な計画の策定に生かされるよう期待する。

目 次

20万市民の青少年健全育成の取り組みについて	1
西東京市の青少年像	2
1 青少年健全育成の課題	2
2 西東京市の求める青少年像	3
(1) 自己の可能性を信じ、自己決定に責任をもつ青少年	3
(2) 人権を尊重し、人とのかかわりを大切にする青少年	4
(3) 自己の目標をもち、その達成に向けて努力する青少年	4
(4) 自然に目を向け郷土を慈しむ青少年	4
3 青少年を支援する地域・社会の在り方	5
(1) 親子が共に育ち合う家庭	5
(2) 地域での居場所づくりと学び	5
4 西東京市の青少年に対する具体的な支援	6
(1) 生活の場である家庭での役割と親の責任	6
(2) 個性の尊重と社会性の育成の場である学校の役割	7
(3) 地域社会の一員としての役割を担う地域の役割	7
青少年問題協議会の在り方について	9
1 情報の共有について	9
2 協議会の役割について	10
子育て支援施策の進捗状況と今後の課題	11
1 子育て支援課	11
2 児童青少年課	12
3 社会教育課	14
4 スポーツ振興課	16

5	生活文化課	17
6	秘書広報課	18
7	教育指導課	19
8	危機管理室	20
9	公民館	20
10	企画政策課	21
11	その他の関係各課	21
	おわりに	22
	附属資料	24
1	西東京市青少年問題協議会委員名簿	25
2	提言までの経過	27

20万市民の青少年健全育成の取り組みについて

西東京市では行政や多くの青少年に関わる団体が、これまでも青少年の健全育成に取り組んでおり、一定の評価は出来るものの、まだまだ一部の市民活動でしかなく、市全体の活動にしていく必要がある。

西東京市がベッドタウン化しつつある現在、日常の青少年の現状を捉えることの難しい市民は、青少年の諸問題についての関心も希薄であり、市民団体が行なっている様々な活動にも参加者の顔ぶれはいつも同じである。

このような事から、行政は市民全体で青少年の健全育成を意識できるよう働きかけていく必要があり、1年に1回、1週間程度「青少年活動を行なう強調週間」を「青少年の日」として設けるなど、西東京市の全市民が子どもたちを健全に、そして健やかに育てて行くという取り組みが必要である。

幸いに、西東京市では19小学校区に設置されている青少年育成会や青少年のスポーツ団体、音楽やダンスなどを中心に、青少年の居場所活動をしている団体などもあることから、これらの団体を支援し発展させていく事が肝要である。

西東京市の青少年像

1 青少年育成の課題

子どもや大人そして社会に対する問題点の上位にランクされているものは以下のとおりである。

< 青少年や大人そして社会の問題点 >

- ・情報の氾濫、有害環境（インターネット、携帯電話、ＴＶ番組、パチンコ、コンビニ、24時間営業ほか）
- ・親、家庭の教育力不足、父親が優しすぎ、家庭を顧みない親、甘やかし、何でも与える
- ・地域のふれあい、異年齢交流、子ども同士の交流の減少
- ・自信がない、流される、考えない、考える力がない、他と同じ、受動的、自分の意見がない、表現できない、人任せ、目的意識がない、個性がない、自立できない、行動が伴わない
- ・自己中心的、幼稚、協調性がない
- ・家庭でのコミュニケーション不足、家族を大切にしない
- ・地域の教育力不足、大人が子どもを叱れない
- ・手本となる大人がいない、大人に問題がある
- ・核家族化、少子化、共働き家庭の増加
- ・ルールを守らない、マナーが悪い、善悪の判断ができない、言葉遣いが悪い、礼儀がない

青少年を取り巻く現代社会は急激に変化し、国際化・グローバル化・高度情報化・科学技術の進歩等とならんで、都市化・少子化・核家族化・価値観の多様化が見られる。そして効率的で物中心の消費社会を生み出し、物の豊かな社会ともなってきた。そうにもかかわらず今、青少年が未来に希望が持てないのはなぜなのであろうか。

また、青少年が他を思いやる気持ち・物を大切にすることの気持ち・社会への貢献と地域を愛する気持ち・責任感・正義感・使命感・創造力等が弱くなってきているといわれる。

今までの学校教育の問題点は、今勉強していることが社会に出て本当に役立つのか自信が持てないことであるといわれる。なぜなら、青少年にとって従来の日本社会における理想のモデルが殆ど意味をなさなくなってきたということでもある。家庭においては、子育てに自信をなくし、地域における教育力も稀薄になってきている。今こそ、青少年が自分で生きがいを見つけ、主体的に判断して行動し、より良く問題を解決する資質や能力を身につけていく教育が重要なのである。

青少年が、将来への夢と希望を持ち、自己の目標に向かって努力し、自己を実現させていくことはいつの時代でも重要である。そのために、地域の教育力の再生が急務である。

西東京市は、合併以来、一貫して「若者が住みやすい町」を目指して努力してきている。学校・家庭・地域においては、生きる力を育てるための基礎基本の学力と共に、将来に向かっての青少年のビジョンをどう育てていくかが課題といえるであろう。

2 西東京市の求める青少年像

(1) 自己の可能性を信じ、自己決定に責任をもつ青少年

子どもには夢がある。夢を実現するためには、自己の可能性を信じて努力することである。自己を実現した人々の共通性は、個性が尊重され自己の可能性を信じて努力し続けていることである。子どもたちが自分で考え、自分で行動するためには、家族の支えや社会の環境が整っていることが前提となる。子どもたちが、自己の目標をもち、その達成に向けて努力するためには、結果を予測し、計画を立て、自己の行動に責任を持つことが前提となる。青少年らしく、その年代にあった具体的な目標と責任の自覚を育てていく必要がある。

(2) 人権を尊重し、人とのかかわりを大切にせる青少年

人とのかかわりを大切にせるためには、人権感覚が身に付いていることが前提である。人は、人の中で人間になるといわれるように、家族との絆を通して自己が大切にされていることに気付く。自分が嫌い、自分を大切に思えない人が、人を大切に出来るはずがない。自立し、人との関わりを大切にせるためには、モデルとしての大人が必要である。家族や地域の人々が仲よく交流し、子どもの頃から相手を尊重し、共に生きる仲間としての人格の尊重が図られなくてはならない。

(3) 自己の目標をもち、その達成に向けて努力する青少年

子どもは子どもなりに自分で目標を立て、その目標に向かって努力している。特に理想像の実現には「何が出来るようになることが必要なのか」、「出来ない場合にはどうすれば出来るようになるのか」を考えて精進する『自分づくりのマネージャー』として、将来への計画的な展望をもたせていくことが大切である。立派な社会人となるためのスキルトレーニングの場として、学校や地域における経験の場を広げたり、家庭においてもさまざまな体験をさせながら、社会人としての課題の解決に取り組む心構えや意欲を育てていきたい。

(4) 自然に目を向け郷土を慈しむ青少年

人権感覚は生まれ育った郷土を慈しみ、近隣愛や自然とのかかわりからも生まれる。家庭では、親子が生活体験や自然体験を通して子どもの豊かな感性を育んだり、家庭教育の在り方を見直す機会を提供し、家庭の教育力を育てていきたい。そのことによって学習の中に、社会、自然、生命との関わりを深く思考する力を育てていきたいと考える。そのために市民は、郷土・地域の文化や伝統的な行事に目を向け、青少年が積極的にかかわる機会を提供し、子どもたちの記憶に残る街づくりが大切である。人々が自然に目を向け、様々な生き物との出会い、自然に対する畏敬の念などのかかわりを通して、自然との共生や全ての人々との共栄が図られていくのである。

3 青少年を支援する地域・社会の在り方

(1) 親子が共に育ち合う家庭

平成15年3月、「西東京市子ども家庭データブック」によると、保護者自身の日常行動は「挨拶をする程度」が6割強で、「ほとんどつきあいはない」が2割である。子どもたちに対して「市の施設でほしい物、足りない物」では、「コミュニティセンターのように勉強できる場所」「土曜日に学校以外の場所で、勉強でわからないところを無料で教えてくれる場所があるといい」などである。特に、「地域の行事に参加」では、盆踊りやお祭りへの参加は7割から8割と多いが、「子供会などのグループ活動」など、外部の活動は極端に低い。しかし人間は生まれてから、自然・文化・社会の環境の中でさまざまな知識や技術、感性を身につけ成長するといわれている。

子育ての疲れや煩わしさ、夫婦の意識のズレによる緊張感等を敏感に受け止め、親に心配をかけないよう、悩みや苦しみを抑制している子どもが増えているなど、親子関係の稀薄さが指摘されている。家庭の生活も高速化し、より便利に、簡便にする生活が、面倒な話し合いや厳しい議論を避け、互いに不愉快な思いをしないような共同生活の場に変容し、他者との関係を築く事が不得手なのである。

今、大切なことは、親子が共に育ち合う家庭の教育力である。家族の個々が入手した情報や学びを生活の中で家族と共有したり、共に楽しむ生活を通して、基本となるしつけや親の在り方を学ぶ等、広報、学習の機会を提供したい。

(2) 地域での居場所づくりと学び

青少年問題協議会では、青少年の居場所づくりや地域における青少年が積極的に地域活動に取り組むことで、地域社会における教育力を促すことができると考える。

地域社会は、青少年に大きなそしてさまざまな教育力を身に付けさせることができる。そのためには、社会環境を浄化して安全を確保し、青少年が安心して日常的に気楽に集まれる場所や遊べる空間を整備、充実することである。また、学校など、

公共の施設を開放し、スポーツや文化活動など、青少年の個性を伸ばす教育を強化する。地域社会のリーダーや役員を育てる人材の育成に大人たちが本気で取り組むことである。

さらに、IT時代の教育は、家庭だけではその成果は得られない。「友だちづきあいの必需品」としての携帯電話やインターネットは、青少年の生活や文化にも大きな影響を与えている。寸暇を惜しむかのように、あらゆる空間でコミュニケーションを楽しんでいる青少年。親は、「精神面、健康面、教育面」への影響を心配しながらも、「快適で便利」な生活を楽しむ子どもたちに、どのようにして自己を熟成させていくべきか、社会の中で生きる力を育成する学びを望んでいる。

西東京市においては、地域の公民館や図書館、学校において、さまざまな居場所づくりや青少年の活動が支援・展開されているが、まだ充分とはいえない。こうした地域のさまざまな活動を通して住民同士の交流が推進し、地域社会の再構築を促し、子どもも大人も生き生きとした豊かな住みよい社会の実現を図る中で、青少年の内在する可能性を最大限に発揮し、将来への夢と期待が実現できるように大人が応援し、健全な育成に向かって努力していきたい。そして、何よりも大切なことは、全ての人が「地域の青少年は地域で育てる」という意識を強く持つことである。

4 西東京市の青少年に対する具体的な支援

(1) 生活の場である家庭での役割と親の責任

子どもが安心して帰ってこられる「安全な場所」としての家庭は、親子がふれあう一家団らんのある場であり、親は子どもが家族の一員としての自覚と、役割達成の責任感を植えつけ、子どもが成長段階に応じて自己決定が出来るよう、自由・自立の心を育てる必要がある。

そのためには子どもを育てていく親に対しての支援が最も重要であることから、家庭での教育力を高めるための公開講座の実施や、子育て支援を行う直接的な窓口であ

る「子ども家庭支援センター」などの運営システムや人材のレベルアップ、また子育ての悩みをわかちあえる場と子育てのネットワークづくりなどに取り組んでいく必要がある。

(2) 個性の尊重と社会性の育成の場である学校の役割

平日、子どもたちにとって一日の大半を過ごす学校は、単に教科や知識を教えるだけの場ではなく、日々の学校生活を通して、お互いの人格を尊重することや社会性などを身につけていく場でもある。

一人の人間としても、子どもたちと接する教師である大人が、子どもたちに与える影響は非常に大きいと考えられ、教師は社会の一員としても、社会に貢献しようとする人間としての手本を、子どもたちに示す必要がある。

西東京市は独自に現場の教師にさまざまな情報を提供し、援助を行うことや、相談システムの充実が大切であり、すでに各小中学校に設置されている学校運営連絡協議会を形骸化することなく、機能させることが大切である。

小学校高学年から中学・高校生のクラブ活動・部活動・ボランティア活動は、思春期の子どもたちにとって大切な体験であることから、地域格差の無いように取り組むことが求められる。また、学校は青少年育成会・児童館・公民館などと密接に連携し、地域に開かれた学校づくりや、地域の青少年の健全な育成のために協力体制を整えていくことが望まれる。

(3) 地域社会の一員としての役割を担う地域の役割

西東京市の人口は間もなく20万人になろうとしており、子どもを育てていく上で地域の役割は重要で、子どもの成長は地域によって支えられているという言葉どおり、子どもたちを見守り育てていくための地域づくりが一番の課題であると考えられる。

地域の大人は、子どもは地域で育てることが大切だということを自覚し、老若男女が安心して過ごせる地域づくりを目指すために、保護者や地域の大人が率先して地域活動へ参加し、また子どもたちの参加を促すことも大切である。地域活動に参加する

ことで子どもも、我々大人もボランティア活動の意義や、郷土愛の芽生えや社会性が育まれていくのである。

また西東京市は幸いにも小学校区ごとに 19 団体の青少年育成会が結成され、さまざまな活動をしていることから、地域の青少年や保護者に対し育成会が中心となり、地域の子育て支援を行うことも大切である。

青少年問題協議会の在り方について

青少年問題協議会は多くの都道府県や区市町村に設置されており、様々な活動や提案を行っているが、年月が経過するにつれ形骸化している事実も否めないところである。

このような現状を踏まえ、今後、西東京市青少年問題協議会は将来を担っていく子どもたちのために、本協議会が「青少年問題」を真摯に協議し、形骸化することなく発展していく事を切望するものである。

1 情報の共有について

青少年問題協議会の内容・取り組みに加え、西東京市の青少年の実態と現状(犯罪統計等)をホームページや市報などで市民へ発信することが望まれる事から具体的な方法を列記する。

1 年に数回広報誌に掲載する。その際はコーナーまたは一面を使い告知する。

・隔月位で折り込みにして青少協だよりを発行する。

2 ホームページの充実

・青少協の情報ページを制作し、簡単に開ける工夫をするか、クイズ形式を取り込む等、面白い付加価値をつける。

3 地域コミュニティの確立

・青少年育成会・児童館・公民館・地区会館等が年に数回か集まり、情報交換の場をつくり、地域の現状を把握し、青少年・父親も交えて青少年問題について考えていく。

4 青少年版車座集会の実施

・市長又は市役所各課、特に青少年にかかわりの多い課がローテーションを組み、子どもたちの生の声を吸い上げ、今後の施策に生かしていく。

2 協議会の役割について

西東京市青少年問題協議会は法に基づき市長の付属機関として平成13年10月に設置されており、委員は青少年に関わる家庭裁判所調査官をはじめとする15名の委員で構成されている。

「会長は地方青少年問題協議会法第3条第2項で当該地方公共団体の長をもって充てる」とある。また、第2条では1項の1で「青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議する」こと。2では「青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図る」こと。第2項では「地方青少年問題協議会は、前項に規定する事項に関し、当該地方公共団体の長及びその区域内にある関係行政機関に対し、意見を述べることができる」と定められている。このことを十分に行政側が認知する必要がある。

西東京市青少年問題協議会会長は、このことをふまえた上で首長部局はもとより教育委員会にも本協議会の設置意識と役割を周知徹底されたい。

子育て支援施策の進捗状況と今後の課題

以下は平成 18 年 11 月に「中間報告」として提出した。平成 18 年 5 月に「子ども福祉審議会」に諮問され「西東京市子育て支援計画平成 19 年度見直し（平成 19 年度～21 年度）」として答申された計画の中に、青少年問題協議会が調査した進捗状況の問題点についても新たに上げられていることから、今後、計画に基づく関係部局の取り組みを見守っていききたい。

また各部課の名称は、平成 19 年 7 月 1 日の組織改正に合わせ修正し、提言内容についても組織改正後の事務分掌と一部合致しない箇所があったため訂正した。

1 子育て支援課

前期の子育て支援計画を見ると子育て支援課の取り組む項目が多かったことに気が付くが、立案や進捗管理を担当する職員も少なく、業務が行えないのではないか。合併後、「児童青少年部（現：子育て支援部）」を新設したものの、青少年を専門的に扱う担当課がなく「児童青少年係（現：調整係。ただし事業部門については児童青少年課児童青少年係へ事務移管）」だけで、青少年の問題の多くを担当していくことに無理があるのではないか。

また、児童館では主に小学生または小学生以下が対象であり、青少年問題協議会が問題としている年代については、夜間の児童館の開館を 3 館行っているが青少年のニーズに十分答えられている状況にはない。そういったことを考えると現在ある「児童青少年係（現：調整係。ただし事業部門については児童青少年課児童青少年係へ事務移管）」が青少年に視点を置いた施策を考え、実行していけるように、係の人員などを整備することが必要であると考えます。

「調整係の事務分掌は、青少年問題に関する施策の総合調整、子育て支援施策に関する企画及び調査研究等が担当となっている」との答えだが、実際には縦割り行政の弊害が出ており、それぞれの担当部署でどのような事業を行なって

いるか把握しておらず、重複するような事業が見受けられるので、それぞれの部署との横の連絡調整が必要である。

西東京市では教育委員会の相談窓口はあるが、青少年やその保護者向けの相談窓口が設置されておらず、思春期の子どもを持つ保護者や青少年は、悩みや相談事があっても身近で相談する事が容易ではない状況にあり、早急な設置が求められる。

「調整係」の事務分掌は、『青少年問題に関する施策の総合調整、子育て支援施策に関する企画及び調査研究等が担当となっている。』とあるが部内の組織編成も含め見直す時期に来ていると思われる。「子育て」とは「幼児期や小学生についてのみ」という事ではなく、「子どもたちが自立し巣立つまで」との考えが必要であろう事から、「若者が育つまち」を目指すためには総合的に施策に取り組める部署が必要不可欠である。

2 児童青少年課

各児童館が、同じような事業をしている現状を「特色ある児童館事業」及び「児童館あり方検討委員会」などで再構築するよう検討・試行しているが、児童館・学童クラブは先生と子どもたちと地域と、一番密接なつながりを持っている施設であるので、青少年の居場所確保の支援・青少年の育ちを支える支援を含め、“地域のコミュニティ発信施設”として機能しなくてはならない。児童館ごとに、事業や職員の地域特性はあるが、「中高生に魅力ある児童館づくり」を各関係機関が連携をとり情報交換をし、今の中高生が足を運びたくなる魅力づけを考えていくべきではないか。

児童館というネーミングを第一に検討するべきだと考える。小学生までは児童館の職員とコミュニケーションを取り、事業に参加していた子どもたちも、中学生になると児童館というネーミングだけで意識から遠ざかるようだ。職員の

力も大きいと思うが、子どもたちの意識改革も含め青少年の団体支援や自主性等をうまく形成される環境づくりを早急に検討してほしい。

現在行なっている事業に「本物に会おう」という企画事業があるが、ただ中高生におろすのではなく、学校全体で目を向け、取り組めるよう、学校長等とも考えていくべき課題である。

北原児童館では相談コーナーを設けているが、まだ存在すら知られていない。児童館での相談を確立するのであれば、各児童館と連携をとり、職員だけでは対応できない場合は関係機関等と連携し、しっかりとした「青少年相談スペース」を設置し対応する事が望まれる。また、少しでも青少年の心を軽く出来るよう考え、携帯電話を多くの青少年が所持している事からインターネット等でも相談できるよう整備する事が望まれる。

東京都からの要望もあり、市では防犯活動が活発に行なわれつつあるが、児童館の夜間開館も実施されている現在、子どものための防犯教育が不可欠である。各児童館・学童クラブは防犯ブザーを携帯させ、親子で「子ども 110 番ピーポくんの家」の確認をさせることや、学校・PTAとの連携、危機管理室をはじめ各課との連携を早急に行うべきである。

青少年センターの構想は以前からいわれているが、遅々として進んでいない現状にある。現在ある施設を最大限に活用し、青少年の居場所づくりの為に条例の整備など行うべきである。また、西東京市のホームページ等とリンクした子ども向けのホームページの充実・子どもへの広報を拡充してほしい。現行のキッズページでは、内容が小学校低学年向けであり中高生からは「興味が湧かない」という声が出ている。情報の発信については子育て支援部が中心となり、各課が連携して行うことが望まれる。

合併後、全庁的に職員の削減方向にある現在、大学生ボランティアや団塊の世代の人材などを活用する為には、全庁的な取り組みが必要であり、子育て支援

部が中心となって、高校生・大学生のボランティアの受け入れのための組織づくりをすることが望まれる。

新しい企画に変更となると、“建物づくり”からという発想になりがちだが、地域・市民の参加や職員の配置を考え、市内の児童館のレベルを平均的にし、既存の建物で青少年が明るく安全に活動・活躍できるコミュニティセンター・青少年センターのような施設への変革が望まれる。

塾や習い事等で、児童館の利用者も減少している地域もあると思うが、人との上下関係・職員との関わり方で子どもたちは育まれ、また各行事等で団体支援や自主性等も形成され、青少年を取り巻く環境づくりの場として機能していることから、児童館を“地域のコミュニティ発信施設”としても機能させていく取り組みが必要である。

実際に児童館は中高生にはかなり利用しにくい場所となりつつある。名称もさることながら、開館の時間は学校にいる時間である。夜間開放が3館あるが、あまり利用がないようである。地域を見極めて夜間開放を考えるべきであり、また、職員の資質も向上させるべきである。これに関しては、地域住民と話し合い、地域の大学生や保護者も参加して、地域で見守るべきと考える。

3 社会教育課

家庭教育力の推進事業として、父親が参画できる事業の実施を行なっているようであるが、各家庭での教育力はどの家庭も昔に比して低下しているのが現状である。何が欠落しているかという点、親子のコミュニケーション、ふれあい、家族の中の助け合い、結束力などではないか。その点を理解し、コミュニケーションの第一歩目である「あいさつ」運動などが基本的な捉え方ではないだろうか。コミュニケーション育成プログラム等も親子参加で検討すべき課題であると考える。

地域生涯学習事業に対して大きな期待がされているようだが、現状としてどうだろうか。第一に父親の参加が期待されているようであるが、「そのような方向性を学校施設開放運営協議会自身が聞いた覚えがない」との意見があり、学校施設開放運営協議会連絡会できちんと周知されるべきである。また、地域生涯学習事業はそれぞれの運営協議会の企画内容を尊重する形となっているが、一つの方向性を定め、ルールや共有できる事業のあり方、マニュアル作り等についても検討するべきである。(マニュアルについては平成 18 年中に作成され、運営協議会へ配布された。)

西東京市立 19 校小学校のうち、平成 18 年度現在も 9 校(平成 16 年度始まりは 7 校)にとどまっている現状で、地域の活性化、地域の資源の活用など、大きな役割を担っているこの事業も、地域の格差がでないよう、全 19 校で行なうべきものとする。

ただ、公民館も同じような学習の場の提供、地域の活性化、地域づくりの拠点を謳っている関係上、整合性はどうなるのか。再検討も必要であろうと考える。市民文化祭の中で文化面を期待されているようであるが、どの程度子どもが入っている企画があるのだろうか。このような点が市民文化祭に期待されているということを、文化祭の実行委員が知っているのだろうか。むしろ子どもだけのフェスティバルのようなものを企画して、実行委員に子どもも起用し運営する事が望まれる。

また、子どもの年齢が低い方で認識されやすく、とかく青少年のところは抜けてしまう恐れが大きく、社会教育全般を担う担当課として変化する青少年問題をいち早くキャッチし、そのニーズに答えていく必要がある。

地域の人材発掘、活用の推進では、平成 16 年度に収集提供を行い、平成 17 年 3 月 31 日現在申込者 91 人という事実を初めて知った。もう少し広く全市民に知らせるためにも、情報収集する必要がある。

学校施設開放事業の推進に関して、遊び場開放に関しては予算をかけている割には利用者の少ないことが非常にもったいない感があり、利用率を上げるためにはどのようにすればよいのかを学校施設開放運営協議会、社会教育課、学校と考えを合わせていく事が必要と思われる。

4 スポーツ振興課

西東京市では青少年が身近な場所で、ボール遊び等ができるところが少ない。小学校で校庭開放を行っているものの、利用は小学生程度の年齢に限られており、部活に所属しない中高生や勤労少年などは、身近にスポーツに触れることもままならない状況である。

一部の地域の青少年だけが利用しやすいような現在の状況を、早急に改善する事が求められており、学校施設開放運営協議会独自で行っている、夜間の体育館でのスポーツ事業を、すべての運営協議会で行うことが望ましく、スポーツ振興課、社会教育課の枠組を超え取り組んで頂きたい。

また、現在有料化された施設で青少年の利用状況を更に調査し、青少年の割引制度なども視野に入れ検討する事が望まれる。

プール開放事業に関しては、時代が流れ 50 年代とは全く異なった地域の状況となり、市民プールもでき、交通の便も車等の発達で問題がなくなり、かなりのプールの必要性が薄くなってきている感は否めない。また利用者も少ないことから廃止してその予算を他で有効に使用することが望ましい。

子ども向けのスポーツ振興として、文化・スポーツ振興財団やスポーツ振興課など考えられているようであるが、青少年が参加しやすい取り組みが必要である。

5 生活文化課

地域行事等の活性化による子ども参加の推進を促すために、市民まつり・市民文化祭・市民スポーツまつり、さらに地域でのまつり、青少年育成会の主催とするイベントなどを活性化し、子どもたちが地域との関わりを深め、参画できる機会を増やすべきである。

また、「市民会館」・コミュニティセンター・「きらっと」・「コール田無」・地区会館・公民館などの施設の利用方法・使い方をマニュアル化して、中高生にも居場所として提供することが望ましい。

「音楽練習室利用～」について、「コール田無」の音楽練習室・「市民会館」のプレイルーム・「保谷こもれびホール」の音楽練習室などはあるが、利用料金が中高生には高額なため、練習室とは名ばかりで、ライブ等本番前のリハーサルに一度借りるのが精一杯である。市の施設と考えて、中高生が利用できるように何らかの援助（補助）をして、推進するべきである。また、「きらっと」や「西原総合教育施設」の音楽室、地域にある小・中学校の音楽室をも開放するように検討すべきである。

子ども自身の参画への支援ということで、講座室等の音楽団体への貸し出しも、青少年にも適用すべきである。それには施設の整備の必要があり、早急に行なわれるべきである。

地区会館の運営委員には地区会館を利用する中高生を入れて、活性化を図るべきである。

地区会館や集会所は子どもを対象としている施設ではないと認識されているため、利用しづらい施設となっているのが現状である。これらの施設の使用の仕方や使い方の指導を徹底すれば、もっと開かれた施設となることが考えられる。

また、児童館・公民館・地区会館・集会所・学校施設などを青少年の居場所と

して提供し、信頼して指導すべきである。事業に青少年も参画できるように前向きに考えてほしい。そのために情報発信も重要な課題である。広報紙・ホームページの企画内容も検討すべきである。

実施計画に「子ども向けの文化・芸術・スポーツの振興」「音楽練習室等の活用の推進」「大人利用中心の施設に子どもの遊び場併設の検討」「子育て意識の啓発の推進」等があるが、青少年の居場所づくり・居場所確保の支援・青少年の育ちを支える支援等の事業に関しては、子育て支援課・社会教育課・図書館・公民館・秘書広聴課と連携し、中高生世代に対する支援を早急に進めていってほしい。

児童館・公民館・地区会館・学校施設等の利用方法・管理方法等も、行政や地域の大人たちの青少年に対する考えを改め、信頼できるようコミュニケーションをとり、前向きに進めてほしい。

できれば各事業に青少年も参画できるよう考えてほしい。そのためには情報発信も重要な課題であり、広報紙・ホームページ等の企画内容も新しく考えていく必要がある。

6 秘書広報課

青少年を含む市民の外部評価をホームページ上ですることなどが必要である。

秘書広聴課の意見では「所管する事業に関する情報発信は各担当課で行っている」との意見で、技術的なホームページの作り方は指導しているようだが、総合的な西東京市の情報発信のあり方を担当課として検討する事が望まれる。

青少年の情報に関して、児童青少年課や子育て支援課に各課から寄せられた情報を一括して、発信していくような機能が必要であると考え。

青少年がどのような情報が欲しいか、どのようなニーズがあるのかといった情報の収集は、どこの担当課が行なうのか。収集した情報をどの課がそれを反映

させていくのかを明確にしていく必要がある。

子どもたちや青少年だけでなく、サークルなどには入りたくないが自由に子どもと遊びたいといった、子育て中の親などに対する情報が現在のホームページからは窺がえないことから、より極め細やかな情報の発信が求められる。

ホームページの中に「青少年ページ」を作ることは可能であると明快に答えているが、児童青少年課や子育て支援課が担当となるのか。担当する部署を明確にする必要がある。

聞き取り調査を終えて、現在の西東京市は、青少年に対する情報発信が近隣他市と比べ進んでいるとは考えにくい。秘書広聴課が専門的なことは職員に対し指導しているようだが、青少年情報を先駆的に発信している他の市区町村などを参考にし、子育て支援部が主体となって、この取り組みを行なうことが望まれる。

青少年に向けた情報発信は非常に重要な課題であり、単にホームページなどを立ち上げれば良いのではなく、キッズページのような小学校低学年対象のホームページでは、青少年は見てくれないであろうことから、青少年がどのような情報を求めているのかをリサーチし、青少年を巻き込んで制作する必要がある。情報発信については、青少年が参加する広報研究会など早急に立ち上げ、検討していただきたい。

7 教育指導課

現実の問題として、人口の増加により小人数学級の編成が無理な状況にあり、小中学校では多様化する子どもたちに対し、手が足りない状況である事は明確である。相談業務を主とするカウンセラーとは異なった、スクールサポーターのような制度の設立が望まれる。

8 危機管理室

防犯対策の充実として、防犯関連記事の市報掲載・防犯掲示板の設置・パトロール・講演会の実施・「子ども 110 番ピーポくんの家」活動のバックアップ・パトロール連絡会など、子どもの安全対策が早急に行なわれているが、横のつながりが希薄なため、横の連携を密にするべきである。防犯活動を行う上で、防犯グッズ等の購入にあたり現在は半額補助であるが、ボランティア団体であることを考慮し、補助金のあり方も検討するべき点がある。

実施計画に「防犯対策の充実」等があるが、防犯対策の充実等の事業に関しては、子育て支援課等と連携し、中高生世代に対する支援を早急に進めていってほしい。

9 公民館

青少年の音楽練習のできる部屋の貸し出しについて、現在の市の施設では使用料の負担が青少年の小遣いの範囲を大きく超えており、無料の施設は利用者も多くなかなか利用できない実情がある。公民館の講座室、視聴覚室の貸し出しも検討されているようであるが、早急に検討することが望まれる。

子ども自身が参画し、立案し、実行するという一つの流れの中で、学ぶものが大きいと考える。事業立案時もそうであるが、公民館・図書館の広報紙づくりにも子どもが参加できるようにするべきである。

中高生の居場所を考える懇談会が平成 17 年度に公民館で開かれたが、その中に中高生が入っていなかったようで残念に思う。大人の意識だけで検討するのではなく、現実問題として青少年の意見を直接聞き、検討し、取り入れていくことが必要だと考える

10 企画政策課

食育関連の提案が採用されたことを受け、都の「食育」の推進に関する施策を総合的に推進し、子育ての仲間作りに幼児・小学生・中学生世代・そしてその保護者を巻き込んで、事業を展開することが望ましい。昨今、生活習慣により肥満の子どもが増えている。ライフスタイルの急激な変化によって、生活習慣病と呼ばれる糖尿病や高血圧・動脈硬化などの予備軍になりつつある。子ども家庭支援センター等とともにこれに対応すべきである。

実施計画に「子育ての仲間づくり・NPOグループ等の支援の充実」等があるが、青少年の居場所づくり・居場所確保の支援・青少年の育ちを支える支援等の事業に関しては、子育て支援課・社会教育課・図書館・公民館・秘書広聴課等と連携し、中高生世代に対する支援を早急に進めてほしい。

児童館・公民館・地区会館・学校施設等の利用方法・管理方法等も、行政や地域の大人たちの青少年に対する考えを改め信頼できるようコミュニケーションをとり、前向きに進めてほしい。

できれば各事業に青少年も参画できるよう考えてほしい。そのためには情報発信も重要な課題であり、広報紙・ホームページ等の企画内容も新しく考えていく必要がある。

11 その他の関係各課

青少年に関わる問題は、以上に挙げた各課だけでなく西東京市全体で関わっていくことが重要であり、青少年に関わる、提言や答申を参考に、真摯に取り組んでいただきたい。

おわりに

従来より子育て中の親の役割として、情緒的側面（心）を育てることと、社会的側面を育てることの大きな二本の柱があるといわれている。一つ目の柱は親の責任としてなされるべき事であるが、二つ目の柱は社会的、教育的側面からも軌道修正のできる事として捉えられている。親は幼い頃から子どもの全存在を認め、しっかりと抱きしめる事が一番大切なのである。そして情緒的側面がしっかりと育てられた子どもは、心の三要素すなわち人を信頼する心、切れない安定した心、自分で自分を大切にすることをしっかりと根付かせることができると言われている。親の責任は重いのである。

近年いじめ問題で、子どもが自殺してしまう事件や、子どもが親を殺害してしまう事件が多く起きている。幸い西東京市では、まだこのような事件は発生していない。しかしこれらの問題は、決して対岸の火事ではなく、西東京市の児童青少年にとっても大きな課題であると認識すべきであろう。

これらの問題に共通しているのは、子どもが悩み苦しんでいる時に、親や周りの大人がそのことを察知できず、事件が起きてしまっているという点である。本会議の中でもたびたび話し合われている点であるが、子どもの問題はイコール親の問題、社会の問題であるということである。

本来、親や大人は子どもに対して、愛情をかけて人間相互の信頼関係を築き、経済的にも精神的にも自立をさせるという大役があるはずである。が、近年ニートとかフリーター等という言葉が流行しているように、自立できずに親がかりの人間が増えているのが現実である。その上、パソコン・ゲームといったバーチャルの世界が子どもの世界で大きなシェアを占め、子ども自身が実際の体験や経験をする事が少ない。人間は生まれてからすぐに、脳の前頭連合野が多く体験や経験を蓄積し、「社会で生きるための脳」が形成され、我慢や思いやりといった「感受性」などが養われていくのだと最近の脳の研究から明らかになっている。現状では社会で生きていくための脳、すなわち「感受性」が育たず、子どもも大人も心の変化を察知できずに事件が起きている現実がある。

幸いにも西東京市には、まだまだ自然も多く残っていることから、子ども・子育て中の親・地域の大人も自然の中で、さまざまな体験や経験をすることができるであろう。

一方、西東京市においては、子どもや保護者から行政に寄せられる相談や要望も多く、多様化してきている。このため、スクールカウンセラーやその他の相談業務に携わる人々も多忙化して、ハード面の充実だけでは対応できない状況がうかがえる。

平成 13 年 1 月に、西東京市は田無市と保谷市が合併して誕生し、児童青少年部が新設され、多くの児童青少年問題に取り組んできた。本年 7 月には組織改正が行われ、青少年に関わる「児童青少年部」が「子育て支援部」と新たに改編され、青少年施策を担う「児童青少年課」が新設された。しかし、西東京市の青少年問題の課題は、他区市町村と比較した場合、安穩としていられる状況にないことは、毎年警視庁より出されている「青少年に関する統計」を見ても明らかである。このような状況にある中、新組織の中での職員数で対応できるのか大変不安なものがある。

本協議会が合併以来、多くの青少年施策に対する意見を述べてきた中で、すでに施設に反映された点がいくつか見られることは、大変喜ばしいことである。しかし、いまだに解決されていない課題も多くあり、随時解決されるよう強く望むところである。

西東京市民としては、子どもに対する各家庭でのなすべき役割、地域住民としての協力体制づくりなど、大きな仕事がある。

行政と地域住民が、次代を担う青少年を健全に、安全に育成するために、力を合わせる必要性が大きい。

今後の行政関係部署の真摯な取り組みを大いに期待するものである。

付属資料

1. 西東京市青少年問題協議会委員名簿
2. 提言策定までの経過

1 西東京市青少年問題協議会委員名簿（15人）

氏 名	選 出 区 分
すみだ よしこ 住田 佳子（副会長・座長）	学識経験者
しまだ やすたみ 嶋田 安民（副座長・起草委員会会長）	学識経験者
いながき ゆうじ 稲垣 裕二	市議会議員 （平成17年4月1日～平成19年1月20日）
うちだ ひでこ 内田 日出子	青少年育成会代表
おおつか みつお 大塚 光男	市議会議員 （平成19年4月24日～）
おおまつ いずみ 大松 泉	東京家庭裁判所八王子支部 家庭裁判所調査官
かくた ふみこ 角田 富美子	教育委員
きそ ともひと 木曾 友仁	西東京市立中学校長代表 （平成19年4月1日～）
さいとう ひでとし 齋藤 英俊	警視庁田無警察署生活安全課長 （平成17年10月22日～平成19年6月30日）
しみず とよやす 清水 豊保	保護司 （平成17年10月22日～平成19年5月14日）
ながさか けいいちろう 長坂 啓一郎	警視庁田無警察署生活安全課長 （平成19年8月3日～）
なかの りょうきょう 中野 良教	保護司 （平成19年6月1日～）
ねもと しげき 根本 茂樹	西東京市立中学校長代表 （平成17年10月22日～平成19年3月31日）
ほうや きよこ 保谷 清子	市議会議員 （平成17年4月1日～平成19年1月20日）
ほりお なおこ 堀尾 直子	青少年育成会代表
ほんま たかこ 本間 孝子	西東京市主任児童委員

まつざわ ゆういち 松沢 雄一	東京都小平児童相談所長
まるやま ぎいち 丸山 儀一	西東京市防犯協会代表
もり しんいち 森 信一	市議会議員 (平成19年4月24日～)
もりた やちよ 森田 八千代	人権擁護委員

(は起草委員兼務) 座長・副座長以下アイウエオ順

2. 提言策定までの経過

回数	開催年月日	内容
平成17年度 第3回 定例会	平成17年11月25日(金)	1. 新座長の選任 2. 今期の会議運営について 3. その他
平成17年度 第4回 定例会	平成18年1月24日(火)	1. 「西東京市子育て・子育てワイワイプラン」の進捗状況の検証について 2. その他
平成18年度 第1回 定例会	平成18年4月25日(火)	1. 「西東京市子育て・子育てワイワイプラン」の進捗状況に関する各課への聞き取り結果について 2. その他
平成18年度 第2回 定例会	平成18年7月25日(火)	1. 「西東京市子育て・子育てワイワイプラン」の進捗状況に関する、各課への聞き取り後の専門部会の意見について 2. その他
平成18年度 第3回 定例会	平成18年10月23日(月)	1. 「子育て支援計画の進捗状況と今後の課題 提言(案)」について 2. その他
第1回 専門部会	平成18年2月13日(月)	1. 「西東京市子育て・子育てワイワイプラン」の進捗状況の検証について
各課聞き取り 専門部会	平成18年3月6日(月)	1. 各課への聞き取り 子育て支援課への聞き取り
各課聞き取り 専門部会	平成18年3月27日(月)	1. 各課への聞き取り 児童課への聞き取り
各課聞き取り 専門部会	平成18年4月4日(火)	1. 各課への聞き取り 生活文化課への聞き取り
各課聞き取り 専門部会	平成18年4月17日(月)	1. 各課への聞き取り 社会教育課への聞き取り
第2回 専門部会	平成18年6月12日(月)	1. 「西東京市子育て・子育てワイワイプラン」の進捗状況に関する各課への聞き取り結果について
各課聞き取り 専門部会	平成18年6月21日(水)	1. 各課への聞き取り 広報広聴課への聞き取り
各課聞き取り 専門部会	平成18年6月28日(水)	1. 各課への聞き取り スポーツ振興課への聞き取り

第3回 専門部会	平成18年8月7日(月)	1.「子育て支援計画の進捗状況と今後の課題 提言(案)」について
第4回 専門部会	平成18年8月28日(月)	1.「子育て支援計画の進捗状況と今後の課題 提言(案)」について
第5回 専門部会	平成18年9月11日(月)	1.「子育て支援計画の進捗状況と今後の課題 提言(案)」について
第6回 専門部会	平成18年10月10日(火)	1.「子育て支援計画の進捗状況と今後の課題 提言(案)」について
第7回 専門部会	平成18年11月7日(火)	1.「子育て支援計画の進捗状況と今後の課題 中間報告」について
第8回 専門部会	平成18年12月12日(火)	1.「子育て支援計画の進捗状況と今後の課題 提言(案)」について
第9回 専門部会	平成19年1月19日(金)	1.「子育て支援計画の進捗状況と今後の課題 提言(案)」について
平成18年度 第4回 定例会	平成19年1月23日(火)	1.「子育て支援計画の進捗状況と今後の課題 提言(案)」について 2.その他
第10回 専門部会	平成19年2月26日(月)	1.「子育て支援計画の進捗状況と今後の課題 提言(案)」について
第11回 専門部会	平成19年3月26日(月)	1.「子育て支援計画の進捗状況と今後の課題 提言(案)」について
平成19年度 第1回 定例会	平成19年4月24日(火)	1.「西東京市の青少年像 提言(案)」について 2.その他
平成19年度 第1回 専門部会	平成19年5月21日(月)	1.「西東京市の青少年像 提言(案)」について
第2回 専門部会	平成19年6月11日(月)	1.「西東京市の青少年像 提言(案)」について
第3回 専門部会	平成19年7月2日(月)	1.「西東京市の青少年像 提言(案)」について
平成19年度 第2回 定例会	平成19年7月23日(月)	1.「西東京市の青少年像 提言(案)」について 2.その他
第4回 専門部会	平成19年8月27日(月)	1.「西東京市の青少年像 提言(案)」について
平成19年度 臨時会	平成19年10月9日(火)	1.「西東京市の青少年像 提言(案)」について 2.その他